

ダイオキシン類測定結果報告書

令和〇年 5月 15日

静岡県知事 ○○ ○○ 様

知事名の記入

〒○○○—○○○○

住所 フリガナ 静岡県 シズオカシ 静岡市○○区△△▲—▲

報告者

株式会社 ○○ 産 業 サンギョウ

氏名 フリガナ 代表取締役 セイブ タロウ 西部 太郎

法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

届け出ている名称および所在地を記載

工場又は事業場の名称 株式会社 ○○産業 ○○工場
工場又は事業場の所在地 ○○市△△▲▲—▲

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

測定対象施設がはっきりと分かるように記載する

表1 大気基準適用施設

採取年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出ガス量 (m ³ N/日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	試料採取者	分析者	備考
平 26. 4. 1 (11:00～16:00)	1,500	18	煙道	廃棄物焼却炉 正常	平 26. 4. 2	1.5	(株) ○○検査	(株) ○○検査	別紙 整理番号1
平 26. 4. 1 (11:00～16:00)	5,000	20	煙道	アルミ溶解炉 正常	平 26. 4. 2	0.015	(株) ○○検査	(株) ○○検査	別紙 整理番号2

表2 水質基準適用事業場

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量 (m ³ /日)						
平 26. 4. 1 10:00	総合排水口	40	廃棄物焼却炉用集じん施設 正常	平 26. 4. 2	0.92	(株) ○○検査	(株) ○○検査	別紙 整理番号3

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
平 26. 4. 1 11:00	ばいじん	バグフィルター 集じん置場	廃棄物焼却炉 No1 一般塵芥 300kg/h 焼却	平 26. 4. 2	2. 2	(株) 〇〇検査	(株) 〇〇検査	別紙 整理番号4
平 26. 4. 1 11:00	焼却灰	焼却灰置場	廃棄物焼却炉 No1 一般塵芥 300kg/h 焼却	平 26. 4. 2	1. 8	(株) 〇〇検査	(株) 〇〇検査	別紙 整理番号5

測定対象施設がはっきりと分かるように記載する

- 備考
- 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
 - 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
 - 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
 - 5 排出ガスにあっては表1、排出水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
 - 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量(1日あたりのガス量)に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
 - 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
 - 8 表3のばいじん等の測定結果の試料種別は、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。
 - 9 表3のばいじん等の測定結果の使用状況については、ばいじん等の排出時における焼却対象物の種類、焼却量等を記載すること。
 - 10 測定日(試料採取日)から起算して60日以内に市町環境保全担当課に報告すること。

整理番号	3	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等 価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8-TeCDF	0. 6	0. 5	0. 2	0.1	0. 0 6
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF	1. 0	0. 5	0. 2	0.03	0. 0 3
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF	0. 6	0. 5	0. 2	0.3	0. 1 8
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF	1. 0	1	0. 3	0.1	0. 1
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF	1. 0	1	0. 3	0.1	0. 1
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF	N. D.	1	0. 3	0.1	0
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF	1. 5	1	0. 3	0.1	0. 1 5
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF	2. 5	1	0. 3	0.01	0. 0 2 5
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF	N. D.	1	0. 3	0.01	0
	OCDF	N. D.	2. 5	0. 8	0.0003	0
Total PCDFs	—	—	—	—	0. 6 4 5	
ポリ塩化ジベンゾオキシン	2, 3, 7, 8-TeCDD	N. D.	0. 5	0. 2	1	0
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD	(0. 3)	0. 5	0. 2	1	0
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD	N. D.	1	0. 3	0.1	0
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD	N. D.	1	0. 3	0.1	0
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD	N. D.	1	0. 3	0.1	0
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD	1. 0	1	0. 3	0.01	0. 0 1
	OCDD	N. D.	2. 5	0. 8	0.0003	0
	Total PCDDs	—	—	—	—	0. 0 1
Total (PCDFs+PCDDs)	—	—	—	—	0. 6 5 5	
ポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB(#81)	5. 0	0. 2	0. 1	0.0003	0. 0 0 1 5
	3, 3', 4, 4' -TeCB(#77)	5 0	0. 2	0. 1	0.0001	0. 0 0 5
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB(#126)	2. 0	0. 2	0. 1	0.1	0. 2
	3, 3', 4, 4', 5, 5' -HxCB(#169)	0. 5	0. 2	0. 1	0.03	0. 0 1 5
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB(#123)	3. 0	0. 2	0. 1	0.0003	0. 0 0 0 9
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB(#118)	7 0	0. 2	0. 1	0.0003	0. 0 2 1
	2, 3, 3', 4, 4' -PeCB(#105)	5 0	0. 2	0. 1	0.0003	0. 0 1 5
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB(#114)	5. 0	0. 2	0. 1	0.0003	0. 0 0 1 5
	2, 3', 4, 4', 5, 5' -HxCB(#167)	3. 0	0. 2	0. 1	0.0003	0. 0 0 0 9
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB(#156)	5. 0	0. 2	0. 1	0.0003	0. 0 0 1 5
	2, 3, 3', 4, 4', 5' -HxCB(#157)	2. 0	0. 2	0. 1	0.0003	0. 0 0 0 6
2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' -HpCB(#189)	1. 0	0. 2	0. 1	0.0003	0. 0 0 0 3	
Total コプラナーPCB	—	—	—	—	0. 2 6 3 2	
Total ダイオキシン類	—	—	—	—	0. 92pg-TEQ/L	
備考						

- 備考 1 排ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位を ng/m³N (毒性等量にあっては、ng-TEQ/mN₀)、排水の測定結果を記入する場合にあっては、単位を pg/L (毒性等量にあっては、pg-TEQ/L)、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては単位を ng/g (毒性等量にあっては、ng-TEQ/g) とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは”ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本工業規格K0311 又はK0312 又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

規則第3条第2項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備考
1	第1の1	4.5	0.00082	0.00025	1.5	
4	第1の1	5.9	0.00081	0.00025	2.2	
5	第1の1	5.4	0.00080	0.00025	1.8	

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては単位を ng/g (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$) とする。
- 2 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
- 3 実測濃度の項においては、2の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは”ND”と記載すること。
- 6 定量下限未満の実測濃度の測定量(毒性等量)は、零とすること。
- 7 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

※ 整理番号2の別紙(測定したダイオキシン類の構成)のページは添付を省略しましたが、「別紙記載例」の整理番号3と同様の様式
の書類添付が必要となります。

記載上の注意事項(様式第6)

- ① 測定結果は、試料採取日から起算して60日以内に報告すること。
- ② 測定結果については、施行規則第3条に基づき、別紙を用いて毒性等量を算出し、その結果を記載するとともに、別紙を添付すること。
法施行規則第2条第1項第1号、及び第4号ハ、第2条第2項第1号に基づく測定法の場合には別紙1、簡易測定法（法施行規則第2条第1項第4号ハ：ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を除く。）の場合には別紙2を添付すること。
- ③ 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- ④ 大気基準適用施設にあつては表1、水質基準適用事業場にあつては表2、ばいじん等にあつては表3に記載すること。
なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
- ⑤ 「排出ガス量」については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、「測定結果」については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。排ガス量は1日当たりとすること。時間当たりでガス量が表示されている時は、それに1日の焼却時間を掛けて1日あたりのガス量とすること。
- ⑥ 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- ⑦ 表3のばいじん等の試料種別は、ばいじん、焼却灰、混合灰、又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。
- ⑧ 表3のばいじん等の使用状況は、ばいじん等の排出時における焼却対象物の種類、焼却量等を記載すること。

記載上の注意事項(様式第6の別紙1)

- ① 大気の測定結果を記入する場合にあつては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ ）、水質の測定結果を記入する場合にあつては、単位を pg/L （毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ ）、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/g （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ ）とすること。
また、「Total ダイオキシン類」の「毒性等量」を記入する場合には、単位を明示すること。
- ② 「実測濃度」の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- ③ 「実測濃度」の項において、検出下限未満のものは”ND”と記載すること。
- ④ 「毒性等量」は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

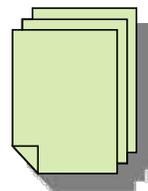
- ⑤ 「整理番号」は、測定結果が複数の場合に記入すること。

記載上の注意事項(様式第6の別紙2)

- ① 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては単位を ng/g (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$) とする。
- ② 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
例) 「第1の1」、「第2の1」等
- ③ 実測濃度の項においては、②の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- ④ 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- ⑤ 実測濃度の項において、検出下限未満のものは”ND”と記載すること。
- ⑥ 定量下限未満の実測濃度の測定量(毒性等量)は、零とすること。
- ⑦ 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- ⑧ 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。



最終確認をお願いします。



【自主測定結果報告書について】

- (1) 報告の日付が記入されているか
- (2) 届出書が法人の場合は、その名称と代表者の職名及び氏名が記載されているか。
- (3) 同一市町内に複数の工場・事業場を有する法人が報告する場合は、報告対象の**工場・事業場が特定**できるよう記載されているか
- (4) 「排出ガス量」欄への記載が**日量**(/日: 1時間あたりの排出ガス量×排出時間)となっているか
- (5) 「特定施設の名称及び使用状況」欄は測定対象が**特定**できるよう記載されているか